

# (都)御所高取線他の都市計画変更(原案)についての説明会概要

日 時: 令和8年3月11日(水) 19時~20時30分

場 所: 御所市人権センター 体育館

出席者: 23名

## 【主な質疑応答】

### 【道路計画・構造】

○起点~東寺田の間(No.21 付近)について、短距離(約 400~500m)で約 5m の盛土となるが、急勾配ではないか。

→最大でも約 2.8%程度の勾配であり、極端に急な勾配ではないと考えている。(県)

○盛土構造や高い位置に歩道を設ける必要性に疑問がある。見直しは可能か。

→通過交通と地域交通の分離、および農業用道路等の機能を復旧(函渠設置)するため盛土構造を選定している。現時点で見直しは考えていない。(県)

○側道の位置や構造を明確に示してほしい。

→今後の説明会では、動画等も活用しつつ、より分かりやすい資料や説明方法を検討する。(県)

○側道は整備されるのか。

→現道は、機能復旧として整備する予定である。(県)

### 【交差点計画】

○県道御所高取線と(都)御所高取線との交差点(No.21 付近)は平面交差か。

→平面交差である。(県)

○当該交差点(No.21 付近)について、県道御所高取線側の歩道は両側に整備されるのか。

→歩道は、北側のみ整備する計画である。(県)

○現状、県道御所高取線の南側から当該交差点(No.21 付近)へ向かう際に危険を感じるため、安全確保の観点から南側にも歩道の整備が必要ではないか。

→県道御所高取線側の歩道は、北側のみにあるため、機能復旧として北側に整備する計画である。南側の歩道の必要性については、今後、地域住民や御所市と協議する。(県)

### 【周辺環境・地域への影響】

○農業用水路や取水への影響について、関係者と具体的に協議しているのか。

→実際の利用者に個別に説明し、機能回復を図る。(県)

○県と市の水路管理の区分を明確にした上で検討すべき。

→管理区分も踏まえて設計を進める。(県)

### 【用地・補償・土地利用】

○用地買収や家屋への影響の説明時期はいつか。説明がわかりにくく、現地での説明をできるだけ早期に開催してほしい。

→都市計画決定後、秋以降の稲刈り後に順次現地説明を行い、特に家屋への影響が大きい箇所から優

先的に対応する。できるだけ早期に開催できるよう調整する。(県)

**【事業の進め方】**

○平面図や口頭説明では理解できない。CG や具体的な景観イメージを示してほしい。

→今後の説明会では、動画等も活用しつつ、より分かりやすい資料や説明方法を検討する。(県)

**【事業スケジュール】**

○事業完成時期の見通しは。

→現時点では完成時期は未定である。(県)

**【都市計画の手続き】**

○説明会と公聴会の意見はどのように扱われるのか。

→両方の意見を踏まえて都市計画案を作成する。(県)

○都市計画決定の時期の目安は。

→令和 8(2026)年度夏頃の都市計画審議会の開催を目指しており、審議会の数ヶ月後に告示予定。

(県)

○側道が都市計画の区域に含まれない理由は何か。

→都市計画決定は県道本線のみを対象としている。(県)